

令和8年度スタートアップ・エコシステム構築支援事業  
委託業務仕様書

1 委託業務名

令和8年度スタートアップ・エコシステム構築支援事業委託業務

2 事業期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 事業目的

革新的な技術やビジネスモデルで世界に新しい価値を生み出しながら急成長を遂げるスタートアップが自律的・連続的に輩出され、短期間で成長する仕組み(スタートアップ・エコシステム)を構築することにより、様々な分野のイノベーションによって経済が活性化され、本県の持続可能な発展につながる新事業・新産業の創出を図ることを目的とする。

4 委託業務の概要

スタートアップ・エコシステムの構築に向け、官民連携によるスタートアップ支援組織の運営による支援体制の強化を図るとともに、ビジネスコンテスト等を通じた事業化支援、スタートアップ<sup>※1</sup>の成長の段階に合わせたベンチャーキャピタルやメンター投資家、事業会社等とのマッチング支援、県内スタートアップに対する県外でのピッチイベント参加等、資金調達活動の支援やスタートアップの初期のリスクマネーに対する支援を通してスタートアップを多面的に支援する。

※1 本事業のスタートアップとは、革新的な技術やアイデアによる新たなビジネスモデルで市場を開拓し、急成長を目指す、比較的創業年数の若い企業を指しており、スモールビジネス<sup>※2</sup>は対象としない。

※2 本事業でのスモールビジネスとは、需要があることがわかっている市場(ニーズが顕在化している)で、かつ新規性が薄いビジネスを指す。

5 事業目標

事業目標としては、下記の活動目標、成果目標の達成及び「7 委託業務の内容」を適切に遂行すること。

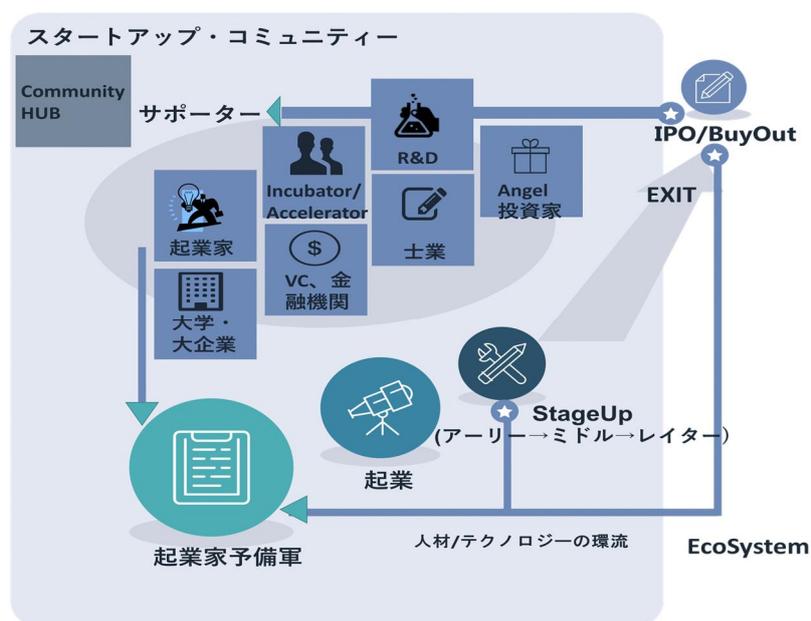
(1) 活動目標

- :ビジネスコンテスト等<sup>※3</sup>の開催:年8回以上
- :J-Startup OKINAWA 選定お披露目式の開催:年1回
- :スタートアップと事業会社とのマッチング件数:40件
- :スタートアップと支援者とのマッチング件数:30件
- :スタートアップとエンジェル投資家・VCとのマッチング件数:10件
- :県外スタートアップ関連イベントへの参加支援:3社
- :研究開発型スタートアップのプロダクト開発支援:6件
- :広報活動:SNS70回以上

※3 ピッチやメンタリング、事業会社とのビジネスマッチングなどを想定している。

(2) 成果目標

- : 起業(シード)からアーリーステージへの移行件数: 5件
- : アーリーステージ→ミドルステージへの移行件数: 1件
- : ミドルステージ→レイターステージへの移行件数: 1件
- : 社会実装されたプロダクト数: 5件
- : スタートアップの県外(海外)展開件数: 1件
- : スタートアップの誘致件数: 1件

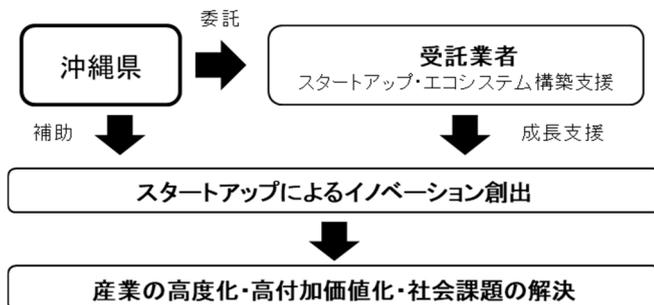


(図1 スタートアップ・エコシステム)

※ 本事業でのスタートアップのステージは、次のとおり定義する。

シードステージ	現場調査などに基づき、実際にターゲットとなる顧客のニーズや課題といった問題を特定する段階、または課題解決のために、顧客が本当に欲しい必要最小限の機能を持つプロダクトを開発する段階 [卒業要件]PSF (Problem Solution Fit) 達成、シリーズAラウンドの調達開始
アーリーステージ	将来性のある市場の獲得に向けて、プロダクトやビジネスモデルを改善し、生産・販売や組織統治のための組織づくりを始める段階 [卒業要件]PMF (Product Market Fit) 達成、シリーズBラウンドの調達開始
ミドルステージ	獲得が期待できる大きな市場が明確になっており、業務体制を強化しながら市場規模の拡大を加速する段階 [卒業要件]収益安定化、シリーズDラウンドの調達開始
レイターステージ	更なる成長のため、新市場獲得に動き出すとともに、資金、知名度・社会的信用の獲得や事業体制の強化などにもつながる Exit に向けて準備する段階 [卒業要件]Exit (IPO、M&A 等)

## 6 事業実施スキーム図



## 7 委託業務の内容

本事業で実施する主な業務は以下のとおり。

### (1) 事業実施体制の構築

本事業を円滑かつ効果的に実施するため、事業を統括的に管理するプロジェクトマネージャー1名と、本事業の各種取組を効果的に実施するコーディネーター2名以上を県内に配置すること。

### (2) おきなわスタートアップ・エコシステム・コンソーシアムの運営

おきなわスタートアップ・エコシステム・コンソーシアム(以下、「コンソーシアム」という。)の事務局として運営を行うこと。

#### ①コンソーシアムの活動内容

- ・おきなわスタートアップ・エコシステム発展戦略(以下、「発展戦略」という。)の達成目標の実現に向け、達成目標や基本施策の実施状況を把握し管理すること。
- ・発展戦略の達成目標の進捗を管理するため、ダッシュボード及びデータベースを随時更新すること。データベースは、発展戦略の達成目標に加え、県内のスタートアップのプロダクトローンチなどの活動状況、エコシステム参加主体のコミュニティ活動やイベント開催の状況や支援機関の利用状況などを定量的に把握することとし、必要に応じて把握する項目を追加すること。
- ・発展戦略の基本施策に基づく取組の充実に向け、コンソーシアム各加盟組織の活動内容を把握するとともに、各加盟組織の取組が相乗効果を生むための連携・協力・調整や加盟組織の新規支援策の創出に向けたサポートを行うこと。
- ・発展戦略の達成目標の実現に向けて、以下に例示する機能の具体化に向けた活動を行うこと。
  - ア スタートアップと事業会社とのオープンイノベーションを促進する仕組み。
  - イ 新技術の実証試験や社会実装等を行う環境を提供する仕組み。
  - ウ 県外(海外)のVCや投資家とのマッチングを促進する仕組み。
  - エ スタートアップの資金調達の多様化に資する取り組み。
  - オ 加盟組織の連携によりアントレプレナーシップを養成する仕組み。
  - カ スタートアップの活動によるインパクトが業界ごとに伝わるような広報活動

## ②コンソーシアムの事務局機能

- ・理事会の運営及び年次集会の開催。年次集会は、コンソーシアム加盟・非加盟を問わず、県民及び県内団体・企業をターゲットとして、コンソーシアムの活動を周知するイベントを企画立案し、開催・運営すること。
- ・運営委員会の運営。
- ・各部会の運営。人的資本部会、経済資本部会、促進環境部会のほか、新たな部会が設置された場合は、当該部会の運営を含む。
- ・コンソーシアムの窓口として、加盟の申し出に対する対応、加盟を希望する団体のコンプライアンスチェック、加盟組織や他団体等との連絡窓口及び問い合わせ窓口を担うこと。
- ・発展戦略、ダッシュボード、コンソーシアムの活動内容、コンソーシアムが実装した機能や加盟組織の取組について広報すること。
- ・加盟組織が新たに実施するスタートアップ支援の取組に係る相談に対応すること。

## (3) スタートアップ・エコシステムの構築に向けた支援拠点の設置・運営

スタートアップ・エコシステム構築支援の実践場所及び県内で展開されているスタートアップ・コミュニティ活動をつなぐ拠点（以下「支援拠点」という。）を那覇市内に設置・運営すること。

### ①支援拠点の機能

支援拠点には以下の機能を備えることとし、「5 事業目標」の達成に向けた取組を実施すること。また、「J-Startup OKINAWA選定企業」及び「スタートアップ事業化支援事業補助金の採択者」に対し、重点的な支援を実施すること。

- ・スタートアップ事業化支援事業補助金に係る応募者の掘り起こしや採択事業者への支援に関する機能。
- ・スタートアップに対するメンタリング機能。
- ・スタートアップのトラクション獲得に向けたマッチング機能。
- ・スタートアップと金融機関、大学、支援機関や行政等とのマッチング機能。
- ・スタートアップの県外・海外展開支援機能（支援提供のために、スタートアップ・コミュニティ間の活動をつなぐコーディネートを行うこと。）
- ・県内をフィールドとして実証事業やPOC (Proof Of Concept) を希望するスタートアップとコンソーシアム加盟組織、県内企業や行政とのコーディネート機能
- ・スタートアップとコンソーシアム加盟組織、県内企業や行政とのオープンイノベーションに向けたコーディネート機能
- ・ビジネスコンテスト等の開催機能
- ・スタートアップとエンジェル投資家やVCとのマッチング機能
- ・スタートアップ・コミュニティ間の活動をつなぐコーディネート機能
- ・コンソーシアムの活動拠点
- ・スタートアップ事業化支援事業補助金に係る応募者の掘り起こし
- ・スタートアップの誘致機能
- ・受託者の業務スペース（来訪者へのワークスペースの提供を含む。）
- ・支援拠点での支援内容及び運営時間の広報
- ・電話回線及びE-mail等の問い合わせ対応機能

### ②運営時間は原則として下記のとおりとするが、諸般の都合によりこの日時に運

営できない場合は、沖縄県と協議の上、別の日時に運営できるものとする。

・開館時間 平日／午前11時～午後6時

・休館日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)

※ 夜間、土曜日、日曜日、祝日にプログラム、イベント等を実施することは可とする。

※ 支援拠点において、「13(1)スタートアップ創業支援事業」及び「13(2)スタートアップ起業支援事業」の実施場所(相談窓口の設置場所の確保と起業支援金(補助金)の業務スペース)を確保すること。

#### (4) 県外(海外)エコシステムと接続したスタートアップ支援

スタートアップ・エコシステム拠点都市を中心として県外(海外)のスタートアップ・エコシステム等と相互に連携した積極的な県外(海外)展開支援や沖縄県への誘致活動を実施すること。

① 県外(海外)におけるスタートアップ支援機関と連携し、県内の有望なスタートアップの県外での活動(展示会出展等を通じたトラクション獲得のための機会創出、県外企業との協業促進等)が円滑になるようコーディネートを行うこと。

② 沖縄の優位性を生かし付加価値を生むスタートアップの誘致や県外(海外)からの投資の促進に向け、県外(海外)で開催されるスタートアップ関連イベントへの出展や県外(海外)スタートアップの招聘による県内企業等との協業や人的ネットワーク構築に資する取り組みを実施すること。また、これらイベントにおいて、県内スタートアップの参加支援を行うこと。

<令和8年度出展予定イベント>

・SusHi Tech Tokyo 2026(開催地:東京/期間:令和8年4月27日～29日)

・InnoVEX(開催地:台北市/期間:令和8年6月2日～5日)

③ 各拠点都市間での交流をさらに進め、日本全体としてのネットワークを構築するために開催されるStartup City Project Network(SCPN)への参加を通じた県内スタートアップのグローバル展開支援を行うこと。

④ J-Startup OKINAWA選定に係るお披露目イベントを開催すること。

#### (5) 県外(海外)への情報発信の強化

沖縄のエコシステム全体の取組を発信し、認知度を高めるためのプロモーション(サイト開設※、SNSを用いた情報発信等)を実施すること。(活動目標:SNS70回以上)

県外(海外)のスタートアップ・エコシステム等とのネットワーク構築と起業家やスタートアップの誘致を図るため、効果的なプロモーションを実施すること。

※ 既に活用できるサイト等が構築されている場合は、既存サイトの充実を図り仕様を達成することを可とする。

#### (6) スタートアップ事業化支援事業補助金の交付事務に係る支援

沖縄県が本委託業務と関連して実施する、スタートアップ事業化支援事業補助金(以下、「補助金」という。)の交付事務に係る以下の支援を行うこと。

① 提案プロジェクトの公募、要件審査の実施及び選定委員会の実施

- ②採択事業者の証憑類等の整理指導
- ③採択したプロジェクトを効果的に事業化へ結びつけるマッチング支援
- ④採択したプロジェクト(過年度採択事業者を含む。)のフォローアップ支援
- ⑤有識者等によるメンタリングの実施
- ⑥応募事業者の積極的な掘り起こしの実施
- ⑦その他、補助金事業実施のために必要な業務

本事業における業務実施に当たっては、単なるビジネスモデルの開発に止まらず、スタートアップが成長する上で競争優位性を保つための技術開発・研究開発を優先して採択できるよう工夫するとともに、採択事業者を成長させるため効果的な支援を実施すること。

※ 補助金の応募者の掘り起こしや採択事業者への支援は、支援拠点においてその他の業務と一体的に取り組むこと。

(7) その他本事業の目的の達成のために必要な業務

## 8 対象経費

- (1) 本委託業務に係る提案上限額は 90,300,000 円以内(消費税及び地方消費税を含む) とする。なお、提案上限額は、本事業の企画提案における提案価格の上限であり、契約時の予定価格を示すものではない。
- (2) 本事業で対象とする経費は、事業の執行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、主な対象経費は以下のとおりである。

経費項目	内容
I. 人件費	業務に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費 (正規雇用者と同等以上または一定の経験がある者を臨時雇用する場合は人件費に計上し、業務に必要な業務補助を行う補助員(アルバイト等)の賃金は事業費に計上すること。)
II. 事業費	
補助員人件費	業務を行うために必要な補助員(アルバイト等)に係る経費
旅費	業務を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費(県内の有望なスタートアップの県外派遣旅費を含む。)
謝金	委員会委員への謝金及び事業を行うために必要な謝金(主催イベント等における講演者等に対する謝金等)
賃借料	業務を行うために必要な機器類、パソコン等のリース・レンタル、支援拠点の施設利用料(敷金、礼金を含む)、会議、委員会等の会場借料(機材借料等を含む)に要する経費
改装費	支援拠点(賃貸施設等)の部屋の改装に要する経費(ただし、大型機器類など備品費に属するものは対象外とする。)
消耗品費	業務を行うために必要な物品であって備品に属さないもの(ただし、本事業のみで使用されることが確認できるもの)の購入に要する経費

燃料費	業務を行うために必要な自動車用燃料のガソリン等に係る経費
印刷製本費	業務で使用するパンフレット・リーフレット、成果報告書等の印刷製本に係る経費
通信運搬費	業務を行うために必要な郵送、運送、通信・電話料等に係る経費
広告料	業務を行うために必要な新聞・雑誌等での広告に係る経費
その他必要経費	業務を行うために必要な経費のうち、本事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの例) <ul style="list-style-type: none"> <li>・光熱水料(電気、水道、ガス代。ただし、専用メーターの検針等により本事業に使用した料金が算出できる場合のみ)</li> <li>・翻訳通訳、速記費用</li> <li>・会議費(茶菓(お茶代)等)</li> </ul>
Ⅲ. 再委託費	沖縄県との取り決めにおいて、受託事業者が本事業の一部を他者に行わせる(請負その他委託の形式を問わない)ために必要な経費
Ⅳ. 一般管理費	業務を行うために必要な経費であって、本事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費 ((Ⅰ. 人件費+Ⅱ. 事業費)×10/100 以内で計上する(小数点以下切り捨て))
Ⅴ. 消費税	(Ⅰ. 人件費+Ⅱ. 事業費+Ⅲ. 再委託費+Ⅳ. 一般管理費)×10/100(小数点以下切り捨て)

※各経費へ計上する際は、人件費等の消費税が含まれていないものについては、その額を経費として計上する。消耗品費や印刷製本費等の消費税が含まれているものについては、消費税分を減額して計上する。消費税については、各経費を合計した後に乗ずることとし、消費税に小数点以下の端数が発生した場合、切り捨てること。免税事業者である場合は、消費税が含まれているものについてもその額を経費として計上する。

## 9 委託業務の経理

本委託業務は、事業完了時に、契約金額の範囲内で、事業の実施に要した経費を精算するものであるため、以下の点に留意して経理を行うこと。

- (1) 委託業務が完了した際には、事業完了報告書を提出すること。
- (2) 委託業務に係る支出には、全て、支出額、支出先、支出目的を明らかにする証拠書類(領収書や納品書等、人件費については出勤簿や業務日誌等の事業に従事したことがわかる書類)が必要であり、精算の際には沖縄県がそれらの証拠書類を検査した上で支払うものであること。
- (3) 委託業務にかかる経費については、会計帳簿を備え、他の事業と明確に区分して記載するとともに、常に状況を明らかにしておくこと。
- (4) 委託業務にかかる支出の証拠書類及び会計帳簿は、委託業務が完了した年度の属する翌年度から5年間、いつでも閲覧に供せるよう整理し保管しておくこと。
- (5) 委託料の支払いについては、精算払いを原則とし、必要に応じて概算払いに応じるものであること。ただし、概算払いを希望する場合は、年間の事業計画に即して概算払請求計画書(様式任意)を作成し、契約締結までに沖縄県に提示すること。
- (6) 委託業務の実施にあたって、財産(備品)の取得は原則として認めないものとする。
- (7) 事業費として計上できない経費

- ① 建物等施設に関する経費
- ② 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ③ その他事業に関係のない経費

## 10 業務進捗状況報告

- (1) 業務の進捗状況について月1回

報告を行うこと。ただし、必要に応じて随時実施できるものとする。

- (2) 毎日の業務内容について、情報共有を行い、その履歴を残すこと。
- (3) 業務進捗状況と経理処理等の確認のため、中間検査を実施する。中間検査では、事業完了報告書提出の際に添付する書類等の沖縄県が指定する書類を提出すること。

## 11 再委託の制限について

- (1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務(以下「契約の主たる部分」という。)については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ沖縄県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

<p>○契約の主たる部分</p> <p>契約金額の50%を超える業務</p> <p>企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務</p> <p>その他、沖縄県が契約の主たる部分と決定した業務</p>
--

- (2) 再委託の相手方の制限

本事業の企画提案応募者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

- (3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

<p>○再委託により履行することのできる業務の範囲</p> <p>契約金額の50%を超えない業務</p> <p>その他、沖縄県が再委託により履行できると決定した業務</p>
--

- (4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による沖縄県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

<p>○その他、簡易な業務</p> <p>資料の収集・整理</p> <p>複写・印刷・製本</p> <p>原稿・データの入力及び集計</p> <p>アンケート封入、封緘、回収督促</p> <p>イベントの会場設営</p> <p>1件10万円未満の簡易な業務</p>
--

## 12 事業の成果物及び著作権

### (1) 成果物の体裁、提出部数等

- ① 委託業務成果報告書A4版(紙原稿及び製本版) 1部
- ② 上記①に係る電子記録(Wordなどの加工可能なデータ及びテキスト情報化したPDFファイル) 1式
- ③ 本委託業務で実施した調査等に係るデータの電子記録 1式

### (2) 提出期限 令和9年3月31日

### (3) 成果物の提出に係る留意事項

- ① 成果報告書には、沖縄県ホームページ等で公表可能な概要版を添付すること。なお、概要版は個別企業名が特定されないよう処理すること。
- ② 成果物については、沖縄県がオープンデータとして取り扱うことができるよう、次の事項に留意すること。
  - ・本委託業務で実施した調査等に係るデータについては、オープンデータを前提として極力構造化することとし、CSVファイル(文字コード:UTF-8(BOM無し))も提出すること。(図・表等の集計前のデータを含む。)
  - ・PDFファイルについては、文字列検索ができるようなデータ形式とすること。また、可能な限り、目次からのジャンプ機能やしおり機能を付加すること。
  - ・外部から引用したデータが含まれる場合は、その引用元を明確にした上でリンクを設定し、可能な限り、引用元に対して二次利用することを含めて利用許諾を得ること。
- ③ 本委託業務により得られた成果物、資料、情報等は、沖縄県の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。
- ④ 事業完了後に、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合は、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- ⑤ 成果物(本委託業務において作成するパンフレット等を含む。)の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属するものとする。
- ⑥ 本委託業務の成果物は公開を前提としており、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。

## 13 沖縄県及び内閣府が実施するスタートアップ支援事業との連携

本事業の実施に当たっては、沖縄県及び内閣府が実施を予定している以下のスタートアップ支援事業と連携しながら進めること。

### (1) スタートアップ創業支援事業

スタートアップの創業促進のための相談窓口を設置し、登記、税務、年金・社会保険等の法人設立及び事業開始時に必要な各種申請等をオンラインで実施可能とし、関連する相談業務や各種手続の支援を総合的に行う。

### (2) スタートアップ起業支援事業

デジタル技術を活用し、社会課題の解決を目的として起業を目指す起業家に対して、起業に必要な経費の一部として「起業支援金」を交付するとともに、事業の立ち上げ等に関する伴走支援等を行う。

### (3) スタートアップアクセラレーション事業

沖縄で事業展開を計画するスタートアップに対する助言・相談等を通して短期間でスタートアップを育成する「アクセラレーションプログラム」を実施する。

(4) スタートアップ資金調達支援事業

本県の資金調達環境の強化に向け、パートナーVC 制度の運営、パートナーVC とスタートアップとの定期的なマッチング機会の提供、スタートアップの資金調達の勉強会開催や事業会社と VC が交流する機会の提供を行う

(5) スタートアップイベントの企画・運営委託業務

沖縄のスタートアップ・エコシステムの進化・グローバル化を図るとともに、沖縄県内のスタートアップの海外展開や、県外・国外のスタートアップの沖縄進出を促進することを目的として、グローバルイベントを開催する。

(6) スタートアップ海外展開支援事業

沖縄県が、スタートアップがアジア等の海外に進出する際の日本での前線基地となり、域内スタートアップの海外展開を進めるとともに、域外スタートアップが海外進出のために沖縄県に集積する環境を整えるべく、スタートアップのアジア等の海外への進出支援を行う。

(7) スタートアップ域内進出支援事業

日英の多言語対応が可能なワンストップ相談体制を構築し、ビザ認定までの問合せ・相談対応、ビジネスプランの磨上げ支援、起業準備活動計画の日本語書類作成支援、各種支援を行う機関・団体等の支援者とのネットワーク形成、ビザ認定後の起業準備活動支援、事務所や住居の賃貸、銀行口座開設、ビジネスパートナー探し等の海外スタートアップの沖縄進出支援を総合的に行う。

(8) スタートアップ成長加速化支援事業

沖縄県内の資金調達環境が乏しい中、高い成長力を有する県内スタートアップに対し、VC 等の民間の資金供給者からの出資を前提として補助を行うことにより、県内スタートアップの成長を加速化させるとともに、資金供給環境の向上により域外スタートアップの県内への進出を促進することを目的とする。

(9) スタートアップ集積拠点支援事業(内閣府事業)

スタートアップ・エコシステムの構築に向けて、県内コワーキングスペース等を活用したスタートアップ集積拠点におけるスタートアップ支援の取組に必要な補助を行う。

(10) 地域課題解決型スタートアップ支援事業(内閣府事業)

スタートアップ・エコシステムの構築に向けて、地域課題を抱える県内自治体とソリューションを持つスタートアップとをマッチングし、地域課題解決に係る実証実験を行う際に必要な経費の補助を行う。

#### 14 その他留意事項

(1) 本事業の実施に当たっては、沖縄県と協議の上、進めていくものとし、選定された企画提案の内容の全てを実施することを保証するものではないこと。

(2) 本仕様書に定めのない事項で、事業の実施に当たり必要となる事項については、沖縄県及び受託者で協議の上、決定する。